

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第340号)

平成16年12月17日

横情審答申第340号

平成16年12月17日

横浜市教育委員会 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づき
る諮問について（答申）

平成15年3月28日教教人第1232号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「(1)「教職員の人事について（平成14年度教教人第749号）」のうち仲尾台中事件の被処分者・処分理由がわかる部分、(2)「教職員の人事について（平成14年度教教人第861号）」のうち緑園東小事件の被処分者・処分理由がわかる部分、(3)「文書訓戒について（平成14年度教教人第750号）」のうち仲尾台中事件の措置対象者・措置理由がわかる部分及び(4)「文書訓戒について（平成14年度教教人第862号）」のうち西中・恩田小事件の措置対象者・措置理由がわかる部分」の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市教育委員会が、「(1)「教職員の人事について(平成14年度教教人第749号)」のうち仲尾台中事件の被処分者・処分理由がわかる部分、(2)「教職員の人事について(平成14年度教教人第861号)」のうち緑園東小事件の被処分者・処分理由がわかる部分、(3)「文書訓戒について(平成14年度教教人第750号)」のうち仲尾台中事件の措置対象者・措置理由がわかる部分及び(4)「文書訓戒について(平成14年度教教人第862号)」のうち西中・恩田小事件の措置対象者・措置理由がわかる部分」を一部開示とした決定は妥当ではなく、別表に示した部分については開示すべきである。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、(1)「教職員の人事について(平成14年度教教人第749号)」のうち仲尾台中事件の被処分者・処分理由がわかる部分(以下「文書1」という。)、(2)「教職員の人事について(平成14年度教教人第861号)」のうち緑園東小事件の被処分者・処分理由がわかる部分(以下「文書2」という。)、(3)「文書訓戒について(平成14年度教教人第750号)」のうち仲尾台中事件の措置対象者・措置理由がわかる部分(以下「文書3」という。)及び(4)「文書訓戒について(平成14年度教教人第862号)」のうち西中・恩田小事件の措置対象者・措置理由がわかる部分(以下「文書4」という。以下、文書1から文書4までを総称して「本件申立文書」という。)の開示請求に対して、横浜市教育委員会(以下「実施機関」という。)が、平成15年2月5日付で行った一部開示決定のうち、文書1及び文書2に記録された職名並びに文書3及び文書4に記録された職名、措置の内容及び措置の理由(以下「本件申立部分」という。)を非開示とした決定の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

文書1及び文書2に記録された職名については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。)第7条第2項第2号に該当するため、また、文書3及び文書4に記録された職名、措置の内容及び措置の理由については、条例第7条第2項第2号及び第6号に該当するため非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

(1) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 本件申立文書のうち文書1及び文書2には、地方公務員法（昭和25年法律第261号）に基づく懲戒処分に該当する処分の対象となった教職員の職名が記載されており、教諭以外の職名については、学校名と併せて開示することにより、特定の個人を識別できるため、処分の対象となった教職員の個人に関する情報であり、特定の個人を識別できるものに該当する。

また、懲戒処分を受けた教職員に関する情報については、懲戒処分そのものが個人の非違行為を対象に行われるものであることから、本号本文の個人に関する情報に該当し、当該教職員の職務遂行上の情報には当たらないと解され、ただし書ウには該当しない。

よって、対象行政文書のうち、地方公務員法に基づく懲戒処分の対象となった教職員の職名について本号本文に該当すると判断した。

イ 地方公務員法に基づく懲戒処分に該当しない措置の対象となった教職員の職名、措置の内容及び措置の理由については、懲戒処分のように法令等の規定又は慣行により既に一定の範囲が公にされている事実がなく、本号本文に該当する。

ウ なお、文書1の事案については、社会的に多大な影響を及ぼしたことを鑑み、個別に検討した結果、例外的に学校名、職名及び氏名を公にしている懲戒処分の被処分者については、条例上保護すべき個人に関する情報には該当しないと判断した。

エ 以上については、答申第225号における審査会の判断を基に検討した。

(2) 条例第7条第2項第6号の該当性について

地方公務員法に基づく懲戒処分に当たらない措置については、任命権者による懲戒権の行使とは異なり、職務上の命令権を有する上司が、その権限に基づいて職員を指導監督し、当該職員の職務遂行の適正化を図るために行うものであると考えるのが相当であるから、人事管理に関する情報に該当すると考えられる。

このような人事管理に関する情報は、懲戒処分のように法令等の規定又は慣行により公にされている事実がなく、開示すると、指導監督上の措置本来の効果が損なわれ、公正かつ円滑な人事の確保に支障が生ずるおそれがあると考えられる。

よって、対象行政文書のうち、地方公務員法に基づく懲戒処分に当たらない措置に関する情報のうち職名、措置の内容及び措置の理由は、本号に該当すると判断した。

なお、以上については、答申第226号における審査会の判断を基に検討した。

4 異議申立人の一部開示決定に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書及び意見書において主張している本件申立文書の一部開示決定に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 異議申立てに係る処分のうち、文書1及び文書2の「職名」並びに文書3及び文書4の「職名」、「措置の内容及び措置の理由」を非開示とした決定の取消しを求める。
- (2) 文書1及び文書2について、処分はその被処分者がその「職」にあることによって行った行為によって処分されているのであり、その「職」が非開示のままでは、処分の理由が不明確であり、「なぜ通知や法令に反し、職務怠慢」（処分の理由）であったかが、「職」との関連で明らかにできない。これでは実施機関がこの一連の不正事件から教訓を引き出し、再び不正を許さないように努めているのか疑わざるをえない。

- (3) 文書3及び文書4について、不正を許さない体制をつくるためにも「職名」、「措置の内容及び措置の理由」を開示すべきである。

いずれについても、不正に関わった措置であり、その措置の理由及び内容が明らかにされることは、不正を許さない体制をつくるための第一歩である。

また今回の措置は、その被措置者がその「職」にあることによって行った行為によって行われているのであり、その「職」が非開示のままでは、この措置理由が明らかとはならない。

「職名」、「措置の内容及び措置の理由」をすべて明らかにすることから、不正を許さない体制づくりが始まるのである。

非開示を続けるようでは、実施機関がこの一連の不正事件から教訓を引き出し、再び不正を許さないように努めているのか疑わざるをえない。

- (4) 条例の前文では「市民の市政への理解と信頼を増進させることが重要となる。」と述べている。既に「職名」、「措置の内容及び措置の理由」は新聞報道等で明らかにされていることを申立人が述べているのにもかかわらず、その指摘には答えていない。これらの新聞等のマスコミには情報を提供しながら、市民に対しては非開示で対処するのは、「市民の市政への理解と信頼」を失墜させる行為で、情報公開の空洞化をはかるもので、非開示処分の取り消しの決定を求める。
- (5) 文書1だけでなく、申立人が開示を求めている内容はいずれも「社会的に多大

な影響を及ぼした」一連の事件であり、懲戒処分の被処分者であろうと、指導監督上の措置対象者であろうと、開示か非開示か、個別に検討し、「例外的」か「例外的」でないかを述べるべきだと思うが、その落差について実施機関は述べようとしていない。

- (6) 申立人は、いたずらに「個人に関する情報」の開示を求めているのではない。今回の一連の不正事件の原因を公文書で確認したうえ、分析することにより、実施機関、学校に不正を許さない体制をつくるための提案資料とすることを願って開示を求めているのである。不正を再び許さないためには、どういう「職」が、どういう「不正」もしくは「不適切」なことを行ったかが明らかにされなければならない。

実施機関あてに積極的な改正提案を行うために、「職名」、「措置の内容及び措置の理由」等の開示をするよう求めるものである。

5 審査会の判断

- (1) 職員の懲戒処分及び懲戒の手続について

地方公務員法第29条第1項では、職員が法令等の規定に違反するなどの非違行為があった場合には、これに対する懲戒処分として、戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる」と規定している。そして、同条第4項では、職員の懲戒の手続及び効果については、法律に特別の定めがある場合を除き、条例で定めなければならないと規定している。

神奈川県では、この規定を受け、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第43条第3項の規定に基づいて、市町村立学校県費負担教職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和31年神奈川県条例第36号。以下「県条例」という。）を定めている。

実施機関は、県費負担の横浜市立小・中学校等の教職員について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第58条第1項の規定に基づいて、県条例の規定により懲戒の手続を行っている。

実施機関は、市立学校の教職員に対して、地方公務員法に基づく懲戒処分又は懲戒処分には当たらない指導監督上の措置（以下「懲戒処分等」という。）を行う場合には、当該懲戒処分等の公正を期すため、事前に、横浜市立学校教職員分限懲戒審査委員会の審査に付し、その審査結果を踏まえて、懲戒処分等の内容を決定していることが認められる。

- (2) 本件申立文書について

本件申立文書は、懲戒処分等についての決定内容を記録したものであり、文書 1 及び文書 2 には懲戒処分の対象となった教職員の学校名、職名、氏名、処分の内容、処分の理由等が記録されており、また、文書 3 及び文書 4 には指導監督上の措置の対象となった教職員の学校名、職名、氏名、措置の内容及び措置の理由が記録されている。

(3) 条例第 7 条第 2 項第 2 号の該当性について

ア 条例第 7 条第 2 項第 2 号本文では、「個人に関する情報・・・であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」については開示しないことができる」と規定している。

しかし、本号ただし書では、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」及び「ウ 当該個人が公務員・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、本号本文に規定する開示しないことができる個人に関する情報から除くことを規定している。

イ 実施機関は、文書 1 及び文書 2 に記録された教職員の職名については、教諭以外の職名であり、学校名と併せて開示することにより、特定の個人を識別することができるため、本号本文に該当し、また、懲戒処分は個人の非違行為を対象に行われるものであることから、当該教職員の職務遂行上の情報には当たらず、ただし書ウには該当しないため非開示としたと主張している。

また、文書 3 及び文書 4 に記録された教職員の職名、措置の内容及び措置の理由については、懲戒処分のように法令等の規定又は慣行により既に一定の範囲が公にされている事実がなく、本号本文に該当するため非開示としたと主張している。ウ まず、文書 1 及び文書 2 に記録されている地方公務員法に基づく懲戒処分の対象となった教職員の職名について検討する。

実施機関が非開示とした当該部分の情報は、懲戒処分の対象となった教職員の職名（職名に係る情報を含む。）であることが認められる。これらの情報は、当該教職員の個人に関する情報であり、当該教職員を識別することができる情報であることから、本号本文に該当する。

なお、実施機関においては、本件請求及び異議申立て当時、教職員が地方公務

員法に基づく懲戒処分を受けた場合に、特定の個人を識別することができる情報を公にする義務規定がなく、慣行として公にされている事実も認められないことから、懲戒処分の対象となった教職員の職名（職名に係る情報を含む。）は、本号ただし書アに該当しない。

また、懲戒処分の対象となった教職員に関する情報については、懲戒処分そのものが個人の非違行為を対象に行われるものであることから、懲戒処分の対象となった教職員の職名（職名に係る情報を含む。）は、本号ただし書ウにも該当しない。

エ 次に、文書 3 及び文書 4 に記録されている地方公務員法に基づく懲戒処分に当たらない指導監督上の措置の対象となった教職員の職名、措置の内容及び措置の理由について検討する。

文書 3 の措置対象者に記録された教職員の職名、措置の内容及び措置の理由に記録された個人の氏名・職名及び措置の理由に記録された教職員の職名並びに文書 4 の西中学校の事件のうち措置対象者に記録された教職員の職名（教諭を除く。）、措置の内容及び措置の理由に記録された教職員の職名（教諭を除く。）及び措置の理由に記録された教職員の職名（教諭を除く。）並びに文書 4 の恩田小学校の事件のうち措置対象者に記録された教職員の職名及び措置の理由に記録された教職員の職名は、個人に関する情報であって、一般に入手可能な他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当する。

しかし、地方公務員法に基づく懲戒処分に当たらない指導監督上の措置は、個人の非違行為を対象に行われる懲戒処分とは異なり、職務上の命令権を有する上司が、その権限に基づいて職員を指導監督し、当該職員の職務遂行の適正化を図るために行うものであると考えるのが相当であるため、前記で本号本文に該当するとした情報は公務員の職務遂行に係る情報に該当すると判断され、本号本文ただし書ウに該当する。

なお、実施機関は、措置の内容及び措置の理由について、その全体を本号本文に該当するとして非開示としたと主張しているが、教諭以外の職名及び個人の氏名を除けば、その余の部分は、特定の個人を識別することができる情報であるとは認められず本号本文には該当しない。

(4) 条例第 7 条第 2 項第 6 号の該当性について

ア 条例第 7 条第 2 項第 6 号では、「市の機関又は国若しくは他の地方公共団体が

行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの・・・エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」のある情報については、開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、地方公務員法に基づく懲戒処分に当たらない措置については、人事管理に関する情報に該当するため、指導監督上の措置本来の効果と公正かつ円滑な人事の確保のため、本号に該当し非開示としたと主張している。

ウ 地方公務員法に基づく懲戒処分に当たらない措置は、任命権者による懲戒権の行使とは異なり、職務上の命令権を有する上司が、その権限に基づいて職員を指導監督し、当該職員の職務遂行の適正化を図るために行うものであると考えるのが相当であるから、このような指導監督上の措置の対象となった教職員の情報は、実施機関の人事管理に関する情報に該当する。

本件の場合においては、このような人事管理に関する情報を開示すると、指導監督上の措置本来の効果が損なわれ、公正かつ円滑な人事の確保に支障が生ずるおそれがあると考えられる。

エ したがって、文書 3 及び文書 4 に記録された地方公務員法に基づく懲戒処分に当たらない指導監督上の措置の対象となった教職員の職名、措置の内容及び措置の理由は、本号エに該当する。

(5) 実施機関が報道機関に対し提供した情報について

実施機関の説明によると、文書 1 及び文書 3 に記録されている事件については、平成14年11月15日の記者発表の際に、また、文書 2 及び文書 4 に記録されている事件については平成14年12月25日の記者発表の際に、地方公務員法に基づく懲戒処分の対象となった教職員の職名（文書 1 については事件発生時に限る。文書 2 については職名に係る情報を含む。）並びに指導監督上の措置の対象となった教職員の職名（事件発生時に限る。）、措置の内容のうち時期・措置及び措置の理由（全部又は一部）について、報道機関に対し情報提供を行ったことが認められた。

このような、実施機関が報道機関に対して提供を行った情報については、慣行として公にすることが予定されている情報と考えることが適当であるため条例第 7 条第 2 項第 2 号ただし書アに該当し、また、行政運営上の支障も認められないことから同項第 6 号には該当しない。

(6) 結 論

以上のとおり、実施機関が本件申立部分のうち、文書 1 の地方公務員法に基づく懲戒処分の対象となった教職員の職名（事件発生時を除く。）を条例第 7 条第 2 項第 2 号に該当するとして非開示とした決定並びに文書 3 及び文書 4 の懲戒処分に当たらない指導監督上の措置の対象となった教職員の職名（事件発生時及び既に公表済みの情報を除く。）及び措置の理由の一部（既に公表済みの情報を除く。）を条例第 7 条第 2 項第 6 号に該当するとして非開示とした決定は妥当であるが、別表に示した部分については開示すべきである。

別表

本件申立部分のうち、当審査会が開示すべきであると判断した部分

	開示すべき部分
文書 1	「処分の理由」のうち職名
文書 2	「被処分者」のうち職名 「処分の理由」のうち職名(職名に係る情報を含む。)
文書 3	「措置対象者」のうち職名(事件発生時に限る。) 「措置の内容」のうち「時期」並びに職名(事件発生時に限る。)及び措置 「措置の理由」
文書 4 (西中学校)	「措置対象者」のうち職名(事件発生時に限る。) 「措置の内容」 「措置の理由」のうち 1 行目 1 文字目から 17 文字目まで、 1 行目 36 文字目から 2 行目 25 文字目まで及び 2 行目 30 文字目 から 5 行目 32 文字目まで
文書 4 (恩田小学校)	「措置対象者」のうち職名(事件発生時に限る。) 「措置の内容」 「措置の理由」のうち 1 行目 1 文字目から 12 文字目まで、 2 行目 18 文字目から 3 行目 6 文字目まで及び 3 行目 15 文字目 から 6 行目 32 文字目まで

(注意) 文字数について

1 行に記録された文字を、左詰めにして数えるものとする。句読点は、それぞれ 1 文字とし、かっこ等については、くくり始め及びくくり終わりの記号をそれぞれ 1 文字と数えるものとする。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成15年3月28日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成15年4月18日 (第10回第二部会) 平成15年4月25日 (第10回第一部会)	・諮問の報告
平成15年3月19日 (第284回審査会)	・部会で審議する旨決定
平成15年5月19日	・異議申立人から意見書を受理
平成16年9月10日 (第44回第二部会)	・審議
平成16年9月24日 (第45回第二部会)	・審議
平成16年10月22日 (第47回第二部会)	・審議
平成16年11月19日 (第49回第二部会)	・審議
平成16年11月26日 (第50回第二部会)	・審議